

国有財産売払公示書（先着順）

下記の物件は、国有財産一般競争入札として公告したのですが、買売の要望がなかったことから、「売払申請書」（添付書類を含む）の先着者を契約相手方として売払します。

なお、第三者の権利等は付着しておりません。

記

売払物件

番号	所在地	区分	数量	単位	売払価格	摘要
1-1	函館市高丘町111番16	土地	503.13	m ²	3,490,000円	土留を含む

申請手続き等について

1 売払申請書を受け付ける場所、期間

(1) 場所 函館市大川町1番27号

北海道開発局 函館開発建設部 契約課 契約スタッフ
電話 (0138) 42-7534

(2) 期間 令和8年3月18日から令和8年6月30日まで

受付は、土・日曜・祝日を除く、午前8時30分から午後0時00分、午後1時から午後5時15分までの間となります。

(注) 申請にあたり、当該物件の契約相手方が既に決定している場合にはご容赦願います。
(申請手続きに当たっては、物件の有無をご確認ください。)

2 契約相手方の決定方法等

(1) 買受希望者は、予め函館開発建設部経理課管財スタッフから「売払申請書」及び「誓約書」を入手し、必要事項を記載・押印のうえ、下記書類とともに函館開発建設部契約課契約スタッフへ提出して下さい。

① 個人の場合 「印鑑証明書」、「住民票抄本（マイナンバー記載のないもの）」（いずれも発行後3ヶ月以内のもの）各1通

② 法人の場合 「印鑑証明書」、「登記事項証明書（現在事項全部証明書）」（いずれも発行後3ヶ月以内のもの）各1通、役員一覧

(2) 売払申請書の無効

① 競争に参加する資格を有しない者を申請者とする売払申請書は無効です。

② 公表されている売払価格を下回る金額を記載された売払申請書は無効です。

(3) 契約相手方の決定方法

提出された売払申請書及び2(1)に定める添付書類（以下「売払申請書等」という。）の記載事項・書類を審査し、要件を満たしている売払申請書等の最初の提出者を契約相手方と決定します。

ただし、受付開始時（午前8時30分及び午後1時）に同一物件に対する売払申請書等の持参者が複数いる場合は、抽選により受付順を決定します。

- (4) 郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（信書便にあつては送達記録のあるものに限る。））による売払申請書等の提出も可能ですが、その場合の受付けは売払申請書等が1（1）の受付場所に到着した日の最終受付扱いとなりますのでご注意ください。

3 「売払申請書等」を提出できる者の資格等

- (1) 個人及び法人とします。
- (2) 個人にあつては、売買、賃借、請負その他の契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、単独での申請資格はありません。
- (3) 国有財産に関する事務に従事する者にあつては、国有財産法第16条の規定に該当する場合は、申請資格はありません。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当する場合は、申請資格はありません。

4 契約締結手続き

- (1) 売払申請書等の審査が終了し、契約相手方と決定した日から30日以内に売買契約を締結していただきます。（30日目が土・日曜日及び祝日等の行政機関等の閉庁日となる場合には、直前の開庁日が期限となります。）
- (2) 国有財産売買契約書（国保管用）に貼付する収入印紙等、本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、買受人の負担となります。

5 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

6 売買代金の支払方法

契約保証金を納付して、納入期限内に全額支払う方法

ア 売買契約締結前に、歳入歳出外現金出納官吏函館開発建設部経理課上席経理専門官が発行する保管金振込書により「売買代金の1割以上の金額」を契約保証金として納入して下さい。

（振込先：日本銀行函館支店）

イ 売買代金と契約保証金との差額を函館開発建設部歳入徴収官の発行する納入告知書により、発行の日から20日以内（20日目が土・日曜日及び祝日等の金融機関の休業日となる場合には、直前の営業日が期限となります。）に納入して下さい。

ウ 契約者が売買代金を期限までに納入しない場合、契約不履行による損害賠償として契約保証金は国庫に帰属（没収）します。

7 所有権の移転等

- (1) 売買代金が納入されましたら、所有権移転登記を嘱託します。
- ア 売買代金の全額が納入されたときに所有権の移転があつたものとし、物件を引き渡したものとします。（現地での引渡しは行いません。）

イ 所有権移転登記は国が囑託し、登記完了後、受領書と引き換えに登記完了証（写し）及び登記識別情報通知をお渡しします。

(2) 所有権移転登記には登録免許税が必要です。

ア 売買契約締結時に、登録囑託請求書、登録免許税相当額の現金領収書、その他必要書類を提出して下さい。

イ 所有権移転登記にかかる費用の全ては、買受人の負担となります。

8 契約内容の公表

契約を締結した場合は、その契約内容を公表します。

公表する契約内容は、所在地、登記地目、面積、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の個人・法人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因、都市計画区域、用途地域、建蔽率及び容積率とします。

9 その他

物件の引渡は原状のままで行いますので、必ず事前に現地の確認をしてください。

10 問い合わせ先

担当課は次のとおりです。

(1) 「売払申請書」等の配布及び売払物件に関する問い合わせ

北海道開発局 函館開発建設部 経理課 管財スタッフ
函館市大川町1番27号 電話 (0138) 42-7517

(2) 「売払申請書」等の受付及び契約手続に関する問い合わせ

北海道開発局 函館開発建設部 契約課 契約スタッフ
函館市大川町1番27号 電話 (0138) 42-7534

以上のとおり公示します。

令和8年2月24日

契約担当官
函館開発建設部長 赤川 裕志